

社保研究部だより

9月保険収載 磁性アタッチメント義歯

6月23日中医協で承認されたアタッチメント義歯が9月診療分から保険適用となった。

磁性アタッチメント義歯は、磁石構造体を装着した有床義歯と密着するように、キーパーを装着した金属歯冠修復で歯内療法により保存した根面を被覆した場合に算定する。キーパーの設置方法はダイレクトボンディング法に限定されており、鋳接法は適用外となる。また、軟質材料で床裏装した有床義歯も適用外となる。

現在、保険適用材料は、(株)ケディカのフィジオマグネット磁石構造体・キーパーのみ(9月1日時点)。

製作にあたっては、日本歯科医学会の「磁性アタッチメントを支台装置とする有床義歯の診療に対する基本的な考え方」を参考にする。

基本的な考え方

<https://www.jads.jp/basic/index.html>



磁性アタッチメント義歯の点数について

磁性アタッチメント義歯の算定は①磁石構造体を有床義歯に装着する際の算定、②キーパー付き根面板の製作に係る算定、③キーパー付き根面板を根面に装着する際の形成や装着に係る算定で構成されている。

①磁石構造体の有床義歯への装着

磁石構造体を装着した場合は、材料料777点と有床義歯修理を準用した252点を合わせた1029点を1個につき算定する。有床義歯新製から6カ月以内に磁石構造体を装着した場合であっても1029点を算定する。カルテには「マグ」の略称が使用できる。レセプトには、歯冠修復及び欠損補綴のその他欄に「マグ1029×○」などと記載する。

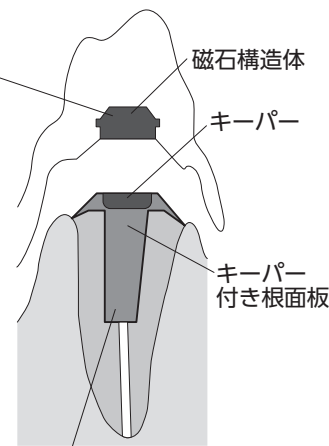
訪問診療料のみを算定した患者または、著しく歯科診療が困難な患者の場合は加算の対象となり、1155点を算定する。また、磁石構造体を装着した有床義歯を、破折などで同時に修理する場合は、有床義歯修理の点数を別に算定する。

②キーパー付き根面板の製作

キーパー付き根面板は、1歯単位で算定する(図参照)。カルテは「RCK」の略称が使用できる。レセプトには、歯冠修復及び欠損補綴のその他欄に(3番パラの場合)「キ前小パ964×○」などと記載する。キー

①有床義歯側【磁石構造体(1個につき)略称:マグ】

- 1029点(在宅または「特」の患者は1155点)10月改定なし(有床義歯修理準用252点+材料:磁石構造体777点)
- ・磁石構造体を装着した有床義歯を、破折などで修理をした場合は、有床義歯修理の点数を別に算定する
- ・磁石構造体の製品に付属している材料の名称およびロット番号等を記載した文書(シール等)を保存・管理する
- ・レセプトは、歯冠修復・欠損補綴その他欄に「マグ1029×」などと記載する



②根面板側【キーパー付き根面板(1歯につき)略称:RCK】

【キーパー付き根面板算定の考え方】

- 金パラ小臼歯の場合(9月)
- キーパー材料料 233点
- 装着料+内面処理加算2 45+45点
- 装着材料料(レセ) 17点
- 根面板・インレー単純 190点
- 金属材料料・インレー複雑 434点
- 計 964点

- ・キーパーの製品に付属している材料の名称およびロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理する

部位	材料	点数		レセプト記載(9月)
		～9月	10月～	
前・小臼歯	銀合金	554点	556点	キ前小銀 554×○
	金パラ	964点	1010点	キ前小パ 964×○
大臼歯	銀合金	563点	565点	キ大銀 563×○
	金パラ	1123点	1186点	キ大パ 1123×○

※レセプトは、歯冠修復・欠損補綴その他欄に記載する

③根面板装着に係る形成料および装着料

KP単純 60点, 連合印象 64点など, 装着料 45点, 装着材料料 17, 10, 12点など

キーパー付き根面板の製作に係る準用点数は加算の対象とならない。

磁性アタッチメントの除去とキーパー再装着

磁石構造体の除去料

磁石構造体を除去する場合は、1個につき簡単なもの(20点)を算定する。

キーパー付き根面板の除去料

キーパー付き根面板の除去は、歯根長の3分の1以上のポストを有する場合は著しく困難なもの(70点)、それ以外の場合は困難なもの(42点)を算定す

る。同一歯のキーパーと根面板の除去を一連に行った場合は主たるものを算定する。

キーパーのみの再装着

MRI撮影の実施などの際、必要があってキーパーのみを除去し、その後に再度新しいキーパーを根面板に装着する場合、キーパーの除去料(簡単なもの20点/1個につき)、材料料(233点)、装着料(45点)、内面処理加算2(+45点)、装着材料料(17点)を算定する。レセプトには、歯冠修復及び欠損補綴のその他欄に「キーパー233×○」と記載し、その他の項目は準用する所定の項目欄に回数を記載する。

磁性アタッチメント義歯の算定の流れ例

部位	傷病名	診療開始日
3 3	C4処置歯、根面板フテキ	令和3年9月3日
7-17	FDフテキ	令和3年9月3日

部位	療法・処置	点数
1日目	再診+外コ	(53+5) 58
7-17	歯リハ1(内容略)	(124) 124
3 3	根面板除去(歯根長1/3未満)	(20×2) 40
	KP	(60×2) 120
	連imp(寒天+アルジネート)	(64×2) 128
2日目	再診+外コ	(53+5) 58
3 3	RCK 12%金パラ	(964×2) 1928
	装着料	(45×2) 90
	装着材料料(レセ)	(17×2) 34
	マグ	(1029×2) 2058

9月診療分から被保険者証「枝番」レセプト記載

月初め保険証確認の励行を

2020年10月以降発行の被保険者証から随時、被保険者番号に加え、2桁の枝番が附番されている。2021年9月診療分から付されている2桁を、請求の際、枝番の文字の後に記入する。月初めの保険証確認の励行を。関連するQ&Aを紹介する。

【Q1】被保険者証の枝番が「01」で高齢受給者証の枝番が「00」など、枝番が異なる場合、どちらを記載するのか。

【A1】被保険者証の枝番を記載する。被保険者証と高齢受給者証で枝番が異なる場合であっても被保険者証の枝番を記載する。

【Q2】被保険者証が更新されていない場合で、「枝番」の記載がない証を持参された場合記載不要か。

【A2】記載不要。枝番の記録なしでの請求が可能。